

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成17年4月28日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 経教 規則第8号

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学職員就業規則（16 経教規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 前項各号の一に該当し常時勤務を要しない職員の就業については、国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則及び国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則に定める。

附 則（17 経教 規則第8号）

この規則は、平成17年5月1日から施行する。